

特定非営利活動法人
みたけ・500万人の木曾川水トラスト
2021年度通常総会・式次第

日時：2021年6月20日14時～

1. 開会の辞(副理事長)
2. 代表挨拶(理事長)
3. 議長の選出
4. 議事録署名人の選任
5. 議事

第1号議案 役員を選任について

第2号議案 2020年度事業報告について

第3号議案 2020年度決算について

第4号議案 2021年度事業計画案について

第5号議案 2021年度予算案について

第6号議案 定款の改訂について

6. 閉会の辞

特定非営利活動法人みたけ・500万人の木曽川水トラスト
2020年度事業報告書
(2020年4月1日から2021年3月31日)

1 事業実施の概略

特定非営利活動法人みたけ・500万人の木曽川水トラストは、岐阜県御嵩町内の「水源の森・みたけ」を主たる活動拠点としつつ、長野県、岐阜県及び愛知県にまたがる木曽川流域において、上下流域住民の交流を通して、木曽川上中流域の過疎化や森林荒廃、さらには環境破壊に係る問題の改善、解決を目指し、水源林や里山林の育成と保全を図るとともに、併せて「水源の森・みたけ」を中心とした環境教育や産業廃棄物の不法投棄の監視行動等を実行し、さらには木曽川流域圏全体の環境保全や社会基盤整備、上下流域自治体間の相互協力などに関する政策提言を行い、これらのことを通じて流域住民の命の水である木曽川を守ることを目的とする。

具体的には、本法人の定款第5条第1項の特定非営利活動に係る事業として

- ①水源林及び水源の保護育成事業
- ②水源地域環境保全のための政策提言事業
- ③環境保全啓発事業

を実施した。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

ア 水源林保護育成事業

「水源の森・みたけ」(以下、「森」)および「御嵩町有林」(以下、「町有林」)。本年度は第3期町有林にて作業)における活動

- 2020年 4月11日 「春を食べる会」と題して、食べられる山野草の採取、観察、調理法の紹介
12日 町有林の間伐と枝打ち、間伐材の2m切断作業及び林内一時置き場への運搬
5月9日 森の間伐と枝打ち、下草(笹)刈り、竹林伐採、炭焼き
10日 雨天のため作業中止
6月13日 雨天のため作業中止
14日 雨天のため作業中止
7月11日 森の間伐と枝打ち、下草(笹)刈り、竹林伐採
12日 町有林の間伐と枝打ち、間伐材の2m切断作業及び林内一時置き場への運搬
9月12日 森の間伐と枝打ち、下草(笹)刈り、竹林伐採、屋根補修、炭焼き
13日 町有林の間伐と枝打ち、間伐材の2m切断作業及び林内一時置き場への運搬
10月10日 森の間伐と枝打ち、下草(笹)刈り、竹林伐採、屋根補修
(「なごや環境大学」講座は雨天のため来月に延期)
11日 町有林の間伐と枝打ち、間伐材の2m切断作業及び林内一時置き場への運搬
11月14日 森の間伐と枝打ち、下草(笹)刈り、竹林伐採、屋根補修
「なごや環境大学」講座：森の中での座学、薪割り
15日 町有林の間伐と枝打ち、間伐材の2m切断作業及び林内一時置き場への運搬
12月12日 森の間伐と枝打ち、下草(笹)刈り、竹林伐採、屋根補修
「なごや環境大学」講座：炭で焼き魚、薪割り
13日 町有林の間伐と枝打ち、間伐材の2m切断作業及び林内一時置き場への運搬
2021年 1月9日 森の間伐と枝打ち、下草(笹)刈り、竹林伐採
「なごや環境大学」講座：間伐材運搬、餅つき、座学

- 10日 町有林の間伐と枝打ち、間伐材の2m切断作業及び林内一時置き場への運搬
- 2月13日 森の間伐と枝打ち、下草(笹)刈り、竹林伐採
「なごや環境大学」講座：炭焼き、薪割り、講座のまとめ
- 14日 私有林の間伐（町との協定の期間終了のため。その後協定を延長）
- 3月13日 森の間伐と枝打ち、下草(笹)刈り、竹林伐採
「なごや環境大学」講座(「環境大学」事務局主催)：座学、炭焼き、薪割り
- 14日 町有林の間伐と枝打ち、間伐材の2m切断作業及び林内一時置き場への運搬

イ 水源地域環境保全のための政策提言事業

(1) 名古屋市行事「環境デーなごや」に参加

巨大産業廃棄物処分場計画から守られた御嵩町小和沢(木曾川丸山ダム直下左岸地域)を紹介。木曾川上・下流域民の交流の場である水源の森・みたけや町有林の整備作業への参加を要請・アピール。(新型コロナ感染予防のためオンライン事業となり、動画を提供)

ウ 環境保全啓発事業

(1) 「水トラストニュース」第42、43号発行

(2) ホームページの公開 毎月更新した。

(3) 「なごや環境大学」講座を実施。(上記ア参照)

「木曾川がもたらす生物多様性の恵みに感謝し、水源の森で学び、働く」(共育講座)

プログラム： (10月10日は雨天で活動中止、日程をひと月順延)

11月14日(土) 森の中での座学、薪割り

12月12日(土) 炭で焼き魚、薪割り

1月9日(土) 間伐材運搬、餅つき、座学

2月13日(土) 炭焼き、薪割り、講座のまとめ

「御嵩の森 水資源と森林」(「環境大学」事務局主催)

プログラム： 3月13日(土) 座学、竹炭焼き、薪割り

(4) 名古屋市行事「環境デーなごや」に参加。(上記イ参照)

3 会議の開催に関する事項

(1) 総会

年次総会 2020年6月メール審議(新型コロナ感染予防のため)

(2) 理事会

2020年5月26日(火)、19時30分より21時30分まで 名古屋働く人の家

議題：来年度事業計画及び予算について

(3) 役員会

毎月第4火曜日(6月以降は第3火曜日)の定例会を行った。

4 その他特記事項

なし

2020年度「特定非営利活動に係る事業会計」収支計算書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

特定非営利活動法人みたけ・500万人の木曽川水トラスト

単位:円

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
(資金収支の部)				
I 経常収入の部				
1 会費収入	100,000	84,000	16,000	
1) 正会員会費収入	40,000	40,000	0	正会員年会費 2000円×20名
2) 支持会員会費収入	60,000	44,000	16,000	支持会員年会費 2000円×22名
2 事業収入	100,000	219,511	△ 119,511	環境大学講座参加費と助成金,木売り上げ
3 補助金等収入	0	0	0	
1) 民間補助金収入	0	0	0	
4 寄付金収入	200,000	197,000	3,000	
1) 寄付金収入	200,000	197,000	3,000	個人有志より
5 借入金収入	0	0	0	
1) 借入金収入	0	0	0	
6 雑収入	55,010	19,108	35,902	
1) 雑収入	5,000	0	5,000	総会、新年会の会費残など
2) 保険料	50,000	19,100	30,900	ボランティア保険参加者負担分
3) 受け取り利息	10	8	2	預金利息
経常収入合計	455,010	519,619	△ 64,609	
II 経常支出の部				
1 事業費	300,000	226,021	73,979	
1) 水源林の保護育成事業	100,000	127,850	△ 27,850	水源の森みたけ森林管理、ボランティア保険、
2) 水源地域環境保全のための政策提言事業	100,000	55,817	44,183	御嵩町有林管理、丸太運搬、チルホール、のこぎり替刃他
3) 環境保全啓発事業	100,000	42,354	57,646	水トラストニュース印刷製本発送費
2 管理費	165,000	142,402	22,598	
1) 役員報酬	0	0	0	
2) 給料手当	0	0	0	
3) 臨時雇賃金	0	0	0	
4) 福利厚生費	0	0	0	
5) 会議費	12,000	12,000	0	理事会1回 総会1回 役員会12回
6) 旅費交通費	0	0	0	
7) 通信運搬費	10,000	402	9,598	切手
8) 消耗什器備品費	0	0	0	
9) 消耗品費	8,000	0	8,000	
10) 印刷製本費	10,000	10,000	0	資料代
11) 光熱水料費	0	0	0	
12) 賃借料	120,000	120,000	0	事務所賃借料
13) 諸謝金	0	0	0	
14) 租税公課	0	0	0	
15) 雑費	5,000	0	5,000	
3 予備費	15,000	0	15,000	
1) 予備費	15,000	0	15,000	
経常支出合計	480,000	368,423	111,577	
経常支出差額	△ 24,990	151,196	△ 176,186	

Ⅲ その他資金支出の部			
1 固定資産取得支出	0	0	0
1) 水源の森土地取得費	0	0	0
2 借入金返済支出	0	0	0
1) 借入金返済支出	0	0	0
その他資金支出の合計	0	0	0
当期収支差額	△ 24,990	151,196	△ 176,186
前期繰越収支差額	966,431	966,431	0
次期繰越収支差額	941,441	1,117,627	△ 176,186
(正味財産増減の部)			
Ⅳ 正味財産増加の部			
1 資産増加額		151,196	
1) 当期収支差額		151,196	
2) 水源の森土地取得費		0	
2 負債減少額		0	
1) 借入金返済額		0	
当期正味財産増加額		151,196	
前期繰越正味財産在高		5,466,431	
当期正味財産合計		5,617,627	

監査の結果、上記適正であることを認めます。

2021年3月31日

監事 大沼 淳一

2020年度「特定非営利活動に係る事業会計」財産目録

2021/3/31現在

特定非営利活動法人みたけ・500万人の木曾川水トラスト

科 目・摘 要	金 額 (円)	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金	60	
銀行預金	1,117,567	
流動資産合計		1,117,627
2 固定資産		
土地	4,500,000	
固定資産合計		4,500,000
資産合計		5,617,627
II 負債の部		
1 流動負債		
	0	
流動負債合計		0
2 固定負債		
借入金	0	
固定負債合計		0
負債合計		0
正味財産		5,617,627

2020年度「特定非営利活動に係る事業会計」貸借対照表

2021年3月31日現在

特定非営利活動法人みたけ・500万人の木曾川水トラスト

科 目 ・ 摘 要	金	額 (円)	
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	60		
銀行預金	1,117,567		
流動資産合計		1,117,627	
2 固定資産			
土地	4,500,000		
固定資産合計		4,500,000	
資産合計			5,617,627
II 負債の部			
1 流動負債	0		
流動負債合計		0	
2 固定負債			
借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			0
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産在高		5,466,431	
当期正味財産増加額		151,196	
正味財産合計			5,617,627
負債及び正味財産合計			5,617,627

特定非営利活動法人みたけ・500万人の木曾川水トラスト

2021年度事業計画書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係わる事業

ア 水源林保護育成事業

「水源の森・みたけ」(以下、「森」)、「御嵩町大久後地区民有林」(以下、「民有林」)および「御嵩町有林」(以下、「町有林」。本年度は第3期町有林にて作業)における活動

2021年 4月10日 「春を食べる会」と題して、食べられる山野草の採取、観察、調理法の紹介

11日 町有林の枝打ち、間伐と間伐材の集木作業

5月8日 森、民有林での間伐と枝打ち、下草(笹)刈り、竹林伐採、炭焼き

9日 町有林の枝打ち、間伐と間伐材の集木作業

6月12日 森、民有林での間伐と枝打ち、下草(笹)刈り、竹林伐採、伐採材による木工

13日 町有林の枝打ち、間伐と間伐材の集木作業

7月10日 森、民有林での間伐と枝打ち、下草(笹)刈り、竹林伐採、木工、炭焼き

11日 町有林の枝打ち、間伐と間伐材の集木作業

9月11日 森、民有林での間伐と枝打ち、下草(笹)刈り、竹林伐採、木工

12日 町有林の枝打ち、間伐と間伐材の集木作業

10月9日 } 同上

10日 }

11月13日 } 同上

14日 }

12月11日 } 同上

12日 }

2022年 1月8日 } 同上

9日 }

2月12日 } 同上

13日 }

3月12日 } 同上

13日 }

イ 水源地域環境保全のための政策提言事業

(1) 御嵩町有林の間伐・枝打ち作業

昨年度に引き続いて、御嵩町有林管理整備計画の提言を行い、本年度も御嵩町との合意の基に協力計画を遂行し、町有林の間伐・整備等水源地域環境保全に努める。

2011年度より間伐・枝打ち作業を行っている第3期町有林にて、これら作業を継続的に実施する。なお、間伐材は、切り捨てにすることなく、木材としての出荷・木工材料としての利用等、活用に努める。

(2) 名古屋市行事「環境デーなごや」に参加

巨大産業廃棄物処分場計画が撤回され、予定地が岐阜県に寄付された御嵩町小和沢(木曾川丸

山ダム直下左岸地域)の環境保全をパネルでアピール。木曾川上・下流域民の交流の場である水源の森・みたけや町有林の整備作業への参加を要請・アピールする。

日時：9月、会場：久屋広場

ウ 環境保全啓発事業

- (1) 「水トラストニュース」第44号、45号発行。
- (2) ホームページの公開：環境保全啓発記事の充実と毎月更新を図る。
- (3) 名古屋市行事「なごや環境大学」にて二つの講座担当
「森林を育む人づくり講座」（「環境大学」実行委員会企画）
森林整備活動等を通して、森の意義を知り、考える機会を設けるとともに、整備に携わる人を育て、継続的なつながりを広げる。

プログラム：5月15日(土) オリエンテーション（講義、作業場所見学）

6月12日(土) 植林、炭焼き準備、散策道整備

7月10日(土) 炭焼き、散策道整備、チェーンソー実習、伐採

9月11日(土) 炭取り出し、散策道整備、チェーンソー実習、伐採

10月10日(日) 間伐、運び出し、枝打ち

11月14日(日) 間伐、運び出し、枝打ち

12月12日(日) 間伐、運び出し、枝打ち

1月9日(日) 間伐、運び出し、枝打ち

2月12日(土) 木工、竹細工

3月12日(土) 木工、竹細工、講座のまとめ

「木曾川がもたらす生物多様性の恵みに感謝し、水源の森で学び、働く」（共育講座）

座学、木工、森林整備を経験してもらうことで、森林や川と自分の生活とのかかわりを考えるきっかけを与える。

プログラム：10月9日(土) 森の中での座学、炭焼き準備

11月13日(土) 炭焼き、薪割り

12月11日(土) 炭を使った調理、薪割り

1月8日(土) 餅つき、講座のまとめ

2021年度「特定非営利活動に係る事業会計」収支予算書

2021年4月1日から2022年3月31日まで

特定非営利活動法人みたけ・500万人の木曽川水トラスト

科 目	金 額 (円)		備 考
I 収入の部			
1 財産運用収入	0	0	
2 会費収入			
1) 正会員会費収入	40,000		正会員年会費 2000円×20名
2) 支持会員会費収入	60,000	100,000	支持会員年会費 2000円×30名
3 事業収入	500,000	500,000	環境大学(事務局主催、水トラスト秋分)、大王製紙売上
4 補助金等収入			
1) 民間補助金収入	0	0	
5 寄付金収入			
1) 寄付金収入	200,000	200,000	個人有志より
6 雑収入			
1) 雑収入	5,000		
2) 保険料	50,000		ボランティア保険
3) 受け取り利子	10	55,010	
当期収入合計(A)		855,010	
前期繰越収支差額		1,117,627	
収入合計(B)			1,972,637
II 支出の部			
1 事業費			
1) 水源林の保護育成事業	250,000		水源の森みたけ森林管理, ボランティア保険, ガソリン代, 軽トラ購入
2) 水源地域環境保全のための政策提言事業	100,000		御嵩町有林整備、
3) 環境保全啓発事業	100,000	450,000	水トラストニュース印刷製本発送費
2 管理費			
1) 役員報酬	0		
2) 給料手当	0		
3) 臨時雇賃金	0		
4) 福利厚生費	0		
5) 会議費	12,000		理事会1回、総会1回、役員会12回
6) 旅費交通費	0		
7) 通信運搬費	10,000		切手
8) 消耗什器備品費	0		
9) 消耗品費	8,000		
10) 印刷製本費	10,000		資料代
11) 光熱水料費	0		
12) 賃借料	120,000		事務所賃借料
13) 諸謝金	0		
14) 租税公課	0		
15) 雑費	5,000	165,000	
3 固定資産取得支出			
1) 水源の森土地取得費	0	0	
4 借入金返済費			
1) 借入金返済費	0	0	
5 予備費			
1) 予備費	15,000	15,000	
当期支出合計(C)			630,000
当期収支差額(A)-(C)			225,010
次期繰越収支差額(B)-(C)			1,342,637

特定非営利活動法人みたけ・500万人の木曽川水トラスト定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人みたけ・500万人の木曽川水トラストと称し、登記上はこれを特定非営利活動法人みたけ五百万人の木曽川水トラストと表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を名古屋市千種区今池三丁目12番3号丸美タウンマンション今池205号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、木曽川流域圏住民に対し、水源水の保全の重要性に鑑み、水源林の保護育成を始め、環境保全啓発に関する事業を通じて、木曽川流域水源地域の環境保全に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 環境の保全を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①水源林及び水源の保護育成事業
- ②水源地域の環境を保全するための政策提言事業
- ③環境保全啓発事業
- ④環境保全に係る調査研究事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の運営に参画する意志をもって入会した個人又は団体

(2) 支持会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 入会の資格及び条件は特に定めず、正会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 理事会は、入会の申込みがあった場合は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、理事会の議決に基づき速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

4 支持会員は、会費の納入をもって入会とする。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決より、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費その他抛出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上15人以内
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項
(開催)

第24条 通常総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。
(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のなかから選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

(2)正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を記載すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、収支予算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会で決議した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報及び本法人の機関紙に掲載して行う。ただし、第46条に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	由井滋
副理事長	大隅務
同	小栗均
理事	大脇雅子
同	宮下益一
同	中村直美
同	小西和子
同	木亦信之
同	山本廣和
同	小関英和
同	土橋文明
監事	大沼淳一

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から西暦2001年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から西暦2001年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、2000円とする。ただし、任意団体みたけ・500万人の木曾川水トラストに2000年度の会費を既に納入した者については、設立初年度の会費を免除する。